

小富士小学校いじめ防止基本方針



四国中央市立小富士小学校

平成25年9月策定

(令和2年7月改定)

は じ め に

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本基本方針は、全ての児童をいじめの加害者にも被害者にもさせない、全ての児童が安心して生き生きと学校生活を送るという目的の下、学校・家庭・地域住民及びその他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法第 13 条の規定に基づき、学校がいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

四国中央市立小富士小学校

学校の教育目標

地域を愛し、ともに学びともに生きる児童の育成

基本理念

- ① いじめは、「どの学校でも、どの児童生徒にも起こりうる」問題であることを十分に認識し、いじめ防止に最善を尽くす。
- ② 全教職員が一致協力し全力を尽くして、早期発見、正確な事実確認による、早期解決を図る。
- ③ いじめを受けた児童等の生命及び心身の保護に最善を尽くす。

いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめの未然防止

- 学級経営の充実 ○ 人権・同和教育の充実等 ○ 道徳教育の充実
- 体験活動の充実 ○ 児童の主体的な活動 ○ 分かる授業づくり
- 特別活動の充実 ○ 相談体制の整備 ○ 校内研修の充実
- インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策
- 発達障がい等への共通理解 ○ 学校相互間の連携協力体制の整備

いじめの早期発見

- 未然防止・早期発見のための研修本理念 ○ アンケート調査等の工夫
- 相談活動の充実 ○ 保護者との連携・情報の共有
- 地域及び関係機関との連携

いじめに対する早期対応

- 事実確認・情報共有 ○ 教育委員会への報告・連絡・相談
- 被害児童・保護者に対する説明・支援 ○ 加害児童への指導・保護者への支援
- 安全措置（緊急避難等が必要な場合） ○ 所轄警察署への通報（重大事態発生時）

1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、以下のようないじめの防止等のための積極的な対策を行う。

- ① いじめは、「どの学校でも、どの児童生徒にも起こりうる」問題であることを十分に認識し、いじめ防止に最善を尽くす。
- ② 全教職員が一致協力し全力を尽くして、早期発見、正確な事実確認による、早期解決を図る。
- ③ いじめを受けた児童等の生命及び心身の保護に最善を尽くす。

(2) いじめの禁止（いじめ防止対策推進法第4条）

児童等は、いじめを行ってはならない。

(3) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(4) いじめの態様

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
- ・ 仲間はずし、集団による無視をされる。
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ インターネット上で、誹謗中傷や嫌なことをされたり、個人情報の流出により傷付けられたりする。など

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

(5) いじめ問題の理解

ア いじめを捉える視点

- ・ いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。
- ・ 嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。
- ・ 「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、児童生徒の生命又は身体に重大な危険を生じさせることにもなる。

- ・ いじめは力の優位－劣位の関係に基づく力の乱用であり、攻撃は一過性でなく、反復継続して行われる。そのため、いじめられる児童は加害者を訴え出る意欲を失われ、無力感に陥ってしまいかねない。

イ いじめの構造

- ・ いじめは意識的かつ集合的に行われることにより、いじめられる児童は他者との関係を断ち切れ、絶望的な心理に追い込まれる。
- ・ いじめは、いじめる側といじめられる側という二者関係だけで成立しているのではなく、加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）のほか、「観衆」としてはやし立てたり、面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払う必要がある。

ウ いじめる心理

不安や葛藤、劣等感、欲求不満などいじめる側の心理を読みとる。

【いじめの衝動を発生させる原因】

- ① 心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者への攻撃によって解消しようとする。）
- ② 集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団などにおいて、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられる。）
- ③ ねたみや嫉妬感情
- ④ 遊び感覚やふざけ意識
- ⑤ いじめの被害者となることへの回避感情
- ⑥ テレビ番組やネット動画等の安易な模倣 など

(6) 教職員がもつべきいじめ問題についての基本的認識

いじめ問題に取り組むにあたって、教職員は、前述の「いじめを捉える視点」「いじめの構造」「いじめる心理」を十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。

- ① いじめは、人権侵害であり、人として決して許されない行為である。
- ② いじめを傍観することは、いじめ行為と同様に許されないことである。
- ③ いじめは、教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ④ いじめは、安易な気持ちや間違った認識から発生することもある。
- ⑤ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つて行う。
- ⑥ 「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈することのないよう努める。
- ⑦ いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、組織的に行う。
- ⑧ いじめは、解消後も注視が必要である。
- ⑨ いじめは、学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2 いじめの防止等のための対策に関する事項（未然防止のための取組等）

(1) 学級経営の充実

的確な児童理解の下、学校生活全体において人権が尊重されるような環境づくりを進めていくために、教職員は、児童の意見をきちんと受けとめて聞く、明るく丁寧な言葉で声かけを行うことなどは当然であるほか、個々の児童の大切さを改めて強く自覚し、一人の人間として接していかなければならない。学級の中で、自他のよさを認め合える人間関係を相互に形成していけるようにすることが重要である。

ア 環境整備のための積極的な取組

(ア) 人権コーナーの設置

(イ) 人権ポスターの掲示

イ 人権学習に親しむ機会

(ア) 人権集会

(イ) なかま集会

(2) 人権・同和教育の充実

「いじめをしない・いじめをゆるさない・いじめに負けない」集団づくりを進めるためには、自分も周りの人もかけがえのない存在であることを実感できる学級・学校の環境づくりに努める必要がある。児童が主体的に参加したり、体験したりする活動を通して、仲間意識を高め、協力し合って、身の周りにある同和教育問題をはじめとする様々な人権問題に対する理解を深める。これらの活動を通して、「いけないことはいけない」といった人権感覚を身に付けさせるとともに、行動に移すことのできる児童を育てる。

ア 人権・同和教育に視点をあてた授業実践（授業研究、地域参観日）

イ かがやきコーナー

ウ 心の宝探し（終わりの会）

エ 全校なかまボックス（異学年のよいところ）

オ 子ども会（毎週木曜日の放課後）

カ 保護者啓発（人権・同和教育参観日、保護者学習会）

(3) 道徳教育の充実

児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

ア 学校の内外を問わず、全ての児童等がいじめを行わないようにする。

イ 他の児童等に対して行われるいじめを認識しながら、これを放置することがないようにする。

ウ いじめ防止に資する活動を児童等が自主的に行うものに対する支援をする。

(4) 体験活動の充実

学級での仲間意識の高揚はもちろんのこと、集会活動や異学年交流活動、地域の方々とのふれあいなどの体験活動を通して、心の通う対人交流の能力の素地を養う。

ア あいさつ運動

イ 全校なかま集会

ウ 異年齢交流活動（縦割り班そうじ、縦割り班遊び、幼・保・小交流活動）

エ 地域学習（農園活動等）

(5) 児童の主体的な活動（児童会活動）

学級集団の人間関係を越えた、児童会や各委員会の活動を通して、諸問題の解決に取り組む、学校生活の充実や改善向上を図る。

ア なかま委員会によるアンケート及び人権劇

イ 全校縦割り班遊び

ウ 代表委員会

(6) 分かる授業づくり（授業改善・指導方法の工夫改善）

「確かな学力」を育むために、学校全体として「一人一人を大切にし、個に応じた目的意識のある学習指導に取り組む」等の教育目標の共通理解を図るとともに、学ぶことの楽しさを体験させ、望ましい人間関係を培い、学習意欲の向上に努める。個に応じた指導を充実し、一人一人が大切にされる授業等を通じて、人権意識等や実践力を身に付けさせる。さらに、その指導の展開に際しては、誰もが自分のよさや可能性を発揮し、輝くことができるような学習活動づくりに努める。

ア 「体験的な活動」を取り入れる。

イ 学習形態、教育方法上の工夫を行う。

(7) 特別活動の充実

特別活動と生徒指導との関係を踏まえた運営上の工夫をする。

ア 児童の創意工夫を生かす指導計画の作成と改善に努める。

イ 学級活動、学校行事との関連を図る。

ウ 実践活動の場や機会の確保、授業時数の確保に努める。

※ コミュニケーション能力の育成のために、構成的グループエンカウンターのプログラム、ピア・カウンセリング、アサーション・トレーニング、ソーシャル・スキルトレーニング等を活用する。

(8) 相談体制の整備

悩みをもった児童や保護者が相談しやすいしくみを整え、いじめが発生したとき、学級担任が一人で抱え込むことのないよう、教職員の役割を明確にし、日ごろから児童の情報交換が行いやすい雰囲気づくりに努める。また、いじめの未然防止や早期発見・早期解決へ向けて、関係諸機関との連携を図る。

ア 生活アンケートによる教育相談

イ 事例研修による共通理解及び情報交換

ウ スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、家庭相談員の活用

(9) インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策

インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう児童及びその保護者に啓発する。関係機関との連携を図り、速やかな解決に努める。

ア 児童への情報モラル教育の徹底（ルール・マナー等）

イ 家庭啓発チラシ・チェックリスト等の配布

(10) 発達障がい等への共通理解

LD、ADHD、高機能自閉症などの発達障がいの特性は、生まれつきの特性であり、生涯にわたる特性である。それらの特性が単独で見られる場合もあるが、一人の児童が複数の特性を併せ有している場合もある。そして、幼少期についた診断名が成長に伴い、変わっていく場合もある。全教職員で障がい特性の把握や、個々の児童の特性を把握する。

ア 研修や交流による児童理解

イ 校内就学支援委員会、特別支援教育校内委員会、教育支援会議 等

(11) 校内研修の充実

全教職員による共通理解、共通実践が不可欠であることから研修の場の確保と内容の充実を図る。

ア「学校いじめ防止基本方針」の共通理解

イ「学校いじめ防止基本方針」に沿った共通実践に向けた研修

ウ 事例研修と情報交換

エ いじめ防止基本方針の視点に沿った授業研究

(12) 学校相互間の連携協力体制の整備

土居中学校区の生徒指導主事が連携して、校区内の児童生徒の校外の行動で少しでも気になることがあれば、情報交換をするように共通理解を図る。また、他校の児童との間でトラブルを起こしたり、問題行動を複数の学校の児童が行ったりしたときは、事実関係の確認や指導を、学校間で協力して行うことにより、問題行動等の未然防止や効果的な指導につなげる。

ア 校外指導

イ 生徒指導主事会での情報交換

ウ「校外生活の心得」による連携指導

3 いじめの防止等の対策のための組織の設置

(1) 名称「校内いじめ防止等の対策委員会」

(2) 構成員

【小富士小教職員関係者】

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、人権・同和教育主任、養護教諭

【外部関係者】

スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、家庭児童相談員 等

(3) 活動内容

ア 未然防止、早期発見のための研修

(ア) 児童の声に耳を傾ける。

- ・ 児童とのコミュニケーションを大切にする。(些細なことでも、まめに、親身に、根気強く)
- ・ 日記指導、(人権)作文、道徳をはじめとする授業後の感想等から、児童の声に耳を傾け、児童の心理や交友関係を把握する。

(イ) 児童の行動を注視する

- ・ 日常の行動観察とチェックリストによる定期的な確認、記録の累積
- ・ 欠席、けが、友達とのトラブル、事故、紛失物、いたずら等、些細なことも見逃さず、相談や聞き取りなどで状況を把握し、適切に対応する。

イ アンケート調査等の工夫

生活アンケートを実施し、児童の人間関係を客観的に分析・理解して、孤立、疎外傾向にある児童への適切な支援や学級指導の参考とする。

ウ 相談活動の充実

(ア) いじめに係わる相談を行うことができる体制を整備する。

(イ) 児童(心のポスト)の設置・有効活用

(ウ) 保護者(定期的な教育相談の設定)

エ 保護者との連携・情報の共有(相談窓口の周知徹底等)

(ア) いじめの未然防止のためには、家庭や地域との連携も欠かすことはできない。
いじめの予兆や様子などを知るための情報源として、日ごろから開かれた学校づくりに努めるとともに、学校としてのいじめに対する取組や児童の実態を知らせる。家庭教育や家庭と学校の連携の大切さの理解を得ることが必要である。

(イ) 児童のアンケート、日常の観察等で気になることがあれば、些細なことでも家庭と連絡をとり、必要に応じて学校から積極的に働き掛けて教育相談等を行う。その際、事前に本人や当該児童からも話を聞き、確かな情報を基に保護者と話し合うことで、保護者との信頼関係を築くとともに、学校・家庭が連携して、問題に早期に対処できるようにする。

オ 地域及び関係機関との連携

「見守り隊」等の地域の団体と情報交換を深め、協力して子どもの安全を守り、健全育成を図る。

(4) 年間取組計画の策定

	職員会等	未然防止の取組	早期発見の取組
1 学期	校内いじめ防止等の対策委員会（方針・計画等） いじめ対策チーム編成 職員研修会（いじめ防止の対策を確認）	P T A総会（方針説明） 年間計画への位置付け 人間関係づくり ・学級 ・異学年交流（縦割り遊び、縦割り掃除） ・なかま集会 表現力の育成 情報モラルの指導	・生活アンケート、日記 ・児童の観察 ・教職員の情報交換 ・学校評価アンケート ・個人懇談 ・教育相談
夏 休 み	校内いじめ防止等の対策委員会（学校評価等の分析・改善策の検討） 事例研修	2、3学期に向けての準備	
2 学期	校内いじめ防止等の対策委員会 （2・3学期の計画） 職員研修会 （いじめ問題への対処）	年間計画への位置付け 人間関係づくり ・学級 ・異学年交流（縦割り遊び、縦割り掃除） ・なかま集会 表現力の育成 保護者啓発（人権・同和教育地域参観日）	・生活アンケート、日記 ・児童の観察 ・教職員の情報交換 ・学校評価アンケート ・個人懇談 ・教育相談
3 学期	学校評価を基にした研修 校内いじめ防止等の対策委員会 （本年度の反省、見直し） 次年度への引継資料作成	年間計画への位置付け 人間関係づくり ・学級 ・異学年交流（縦割り遊び、縦割り掃除） ・なかま集会 表現力の育成	・生活アンケート、日記 ・児童の観察 ・教職員の情報交換 ・教育相談

(5) 取組評価アンケートの実施・考察

学期ごとにアンケートを実施し、教職員間で共通理解の下、日々の指導に生かす。

ア 「生活アンケート」の質問項目

- ・ 学校が好きですか。
- ・ あなたが好きだと思うことに○をつけましょう。(自分、友だち、家族、学級)
- ・ 友達とのことでうれしかったこと、心が温かくなったことなどを書いてください。
- ・ あなたは友達が心が傷つくことをされたり、言われたりしているのを見たり聞いたりしたことはありますか。
- ・ あなたは友達に心が傷つくことをされたり、言われたりしたことがありますか。
- ・ あなたは友達に心が傷つくことをしたり、言ったりしたことがありますか。

イ 「学校教育活動等に関する保護者アンケート」の質問項目

- ・ 子どもは、学校へ行くのを楽しみにしている。
- ・ 子どもは、みんなとなかよくしている。
- ・ 先生は、一人一人の子どもをよく理解しようとしている。
- ・ 先生は、保護者の相談に適切に応じている。
- ・ 学校は、発達段階に応じて、人権尊重の意識を育てている。
- ・ 学校は、地域や保護者の声を生かす努力をしている。

4 いじめが発生した場合の組織の設置（早期対応、認知したいじめに対する対処等）

(1) 名称 「校内いじめ防止等の対策委員会」

(2) 構成員 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、人権・同和教育主任、養護教諭、ソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、家庭相談員

(3) 活動内容（学校におけるいじめに対する措置第23条）

ア 事実確認・情報共有

教育委員会への報告・連絡・相談

(ア) 教職員や保護者などは、児童生徒から相談を受け、いじめの事実があると思われるときは、児童生徒が在籍する学校へ通報その他の適切な措置をとる。

(イ) 学校は、通報を受けたときや、学校に在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、いじめの事実の有無を確認し、その結果を当該学校の設置者に報告する。

(ウ) いじめの事実に係る情報を、いじめを受けた児童生徒の保護者やいじめを行った児童生徒の保護者と共有するための措置などを行う。

※ 学校だけで解決困難な事案が生じた場合などにおいては、教育委員会に迅速に報告し、ともに対応方針を検討するなど、教育委員会と連携した対応を図る。

イ 被害児童生徒・保護者に対する説明、支援

加害児童生徒への指導及び保護者への支援

安全措置（緊急避難等が必要な場合）

(ア) いじめがあったことが確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童生徒・保護者への支援や、いじめを行った児童生徒への指導又はその保護者への助言を継続的に行う。

(イ) 必要な場合は、いじめを行った児童生徒を別室で学習させる等、いじめを受けた児童生徒などが安心して教育を受けられるようにする。

ウ 懲戒

いじめを行った児童生徒に対して、教育上必要があると認めるときは、適切に懲戒を加える。その際には、感情的にならず、教育的配慮の下、児童生徒が自らの悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

エ 出席停止

被害児童生徒の生命及び心身の安全、教育を受ける権利を保障するため、必要に応じて出席停止の措置を講ずる。早期に教育委員会と連携し、指導記録を基に校長が意見具申を行い、適正・適切な手続きができるようにする。

オ 犯罪行為として取り扱われるべきと認められるとき

生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるとき

教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談、通報の上、警察と連携した対応をとる。

5 重大事態への対処

重大事態とは、

- ・ いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
(児童生徒が自殺を企図した場合等)
 - ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
(不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に着手する。)
- ※ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

(1) 調査組織「校内いじめ防止等の対策委員会」を開く。

(2) 対応

- ・ 質問紙等の使用等により、事実関係を明確にするための調査を行う。
- ・ 必要に応じて、外部機関と連携する。

(3) 報告

- ・ 市教委へ調査結果を報告する。市教委から市長に報告する。

(4) 調査協力

- ・ 「四国中央市いじめ防止対策委員会」への調査協力を行う。

(5) 調査結果の提供

- ・ いじめを受けた児童等及びその保護者に対し、事実関係等その他必要な情報を提供する。
- ・ 事案に応じて、保護者説明会を開催する。

6 学校評価

いじめの事実が隠蔽されず、いじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正な評価を行い、必要に応じて見直す。

7 ホームページでの公開について

小富士小学校公式ホームページで「学校いじめ防止基本方針」の全文を公開する。